

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、コーポレート・ガバナンスをグループ全体の最重要課題であると認識しており、コンプライアンス(法令遵守)とアカウンタビリティ(説明責任)を大きな柱とし、常に基本に基づいた経営に努め、社会環境の変化に対応するコーポレート・ガバナンス体制の構築に積極的に取り組むことを経営上の重要な課題と位置づけております。

また、コーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ、以下の基本方針を定めております。

【基本方針】

(1)すべての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示と環境整備に努めます。

(2)当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。お客様・社会・会社という「三つの人の公」のために、物質的・精神的・健康的な「豊かさの人生を創造する」と、これを「企業使命感」としております。

また、ステークホルダーとの協働を実践するため、「経営方針発表会」を毎年開催し、取締役会及び経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利及び立場並びに企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めます。

(3)当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが不可欠と認識しています。その認識のもと法令に基づく開示以外にも、ステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、積極的に開示します。

(4)当社は、経営の意思決定及び監督体制と業務の執行体制を分離し、効率的な経営並びに執行体制の確立を図るとともに独立社外取締役を複数名選任し、透明性の高い経営の実現に取り組めます。独立社外取締役を複数名選任することにより、取締役会による取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、独立社外監査役も複数名選任し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築します。

(5)当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、株主・投資家との積極的かつ建設的な対話が必要不可欠と考えており、毎年株主総会後に開催する株主に対する会社説明会の開催を含め、建設的な対話を行うための体制を整備します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使と招集通知の英訳】

当社は現在、機関投資家や海外投資家の比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使プラットフォームや招集通知の英訳を実施していません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

【補充原則4-1-2 中期経営計画に対するコミットメント】

当社は、中期経営計画を策定し、その目標達成に向けてグループ全体で経営戦略の遂行に取り組んでおりますが、具体的数値の外部公表は行っておりません。中長期的な会社の経営戦略については、決算短信や会社説明会資料にて開示しています。なお、単年度業績予想は開示しており、その予想が未達に終わった場合は、その原因等を説明しています。

【補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定】

当社は、自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、役員持株会への加入や株式の保有を通じて企業価値の向上を意識した経営を促しています。

経営陣に対する、企業価値向上に寄与するような適切なインセンティブの設定方法については、継続的に検討します。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

当社の取締役会は毎月開催され、取締役会規程に定める重要事項について適時かつ適切に審議並びに決議されております。また、経営状況についても毎月報告を行っており、適切にリスク管理及び業務執行の監督を行っております。重要な案件については、事前に社外取締役・社外監査役へ内容を説明し、取締役会で十分な審議を行えるように対応しております。取締役会全体の実効性の分析・評価及びその開示については、今後の検討事項とします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、相手企業との関係及び提携強化を図ることで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に、相手企業の株式を保有する方針です。新規に取得等する際は、企業内容等の検証と保有目的を明らかにし、取締役会の決議を得るものとします。

また、取締役会は主要な政策保有株式について、年に1回、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持及び強化の観点からの保有効果等について検証します。

当該株式に係る議決権の行使については、上程される議案が当社及び相手先企業の企業価値を毀損する可能性が無いか、個別に検証した上で議案への賛否を判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社グループは、当グループの役員及びその近親者並びに主要株主等との関連当事者取引が発生する場合は、当該取引を行う事について、当該取引の合理性(事業上の必要性)や取引条件の妥当性について確認し、事前に取締役会による承認を得ております。それらの決議について、特別な利害関係を有する役員は、その決議に参加できないこととしております。また、「関連当事者取引フロー」に基づき、財務部が役員に関連当

事者の範囲についての教育を行い、関連当事者の判断を適切に行い、運用しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念や経営戦略については、当社ホームページ、決算短信、会社説明会資料等にて開示しています。また、単年度の業績等の予測数字を決算短信、事業報告書にて公表しております。

経営理念: <http://www.tsuchiya.co.jp/company/>

決算短信、事業報告書、会社説明会資料: <http://www.tsuchiya.co.jp/ir/library/>

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は、本報告書及び有価証券報告書に開示しています。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、基本報酬と退職慰労金により構成され、基本報酬は、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮して、退職慰労金は社内規程に基づき決定する方針としています。取締役の報酬については、独立社外取締役が出席する取締役会において配分の考え方を代表取締役より説明を行い、取締役会にて決議します。

(4) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、当社の取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識及び高度な専門性を有する人物とし、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、取締役会にて決定します。なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しています。

(5) 各役員候補者の選任理由については、取締役・監査役候補の略歴、社外取締役・社外監査役の選任理由は、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲】

取締役会は、法令及び定款並びに当社の規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行います。これ以外の事項に関しては、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、業務執行に関する権限を稟議規程に従い、取締役社長及び業務執行取締役等に委任しています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス・多様性・規模等に関する考え方】

当社の取締役会は、定款で定める取締役20名以内の範囲内で、当社の事業領域に関する知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。当社の経営理念、経営戦略をもとに、取締役の選任については、その経験、見識、専門性などを総合的に評価、判断して選定しています。また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、取締役の選任に当たっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】

当社の取締役・監査役は、他の上場会社の役員を兼務している者もありますが、その役割、責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の取締役・監査役の業務に振り向けられるものと考えております。また、他の上場会社の役員の兼務状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及び本報告書にて開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役がその役割と責務を十分に果たすことができるよう役員研修会を年1回実施しております。

取締役は、その他必要に応じて外部の研修会等に参加できるようにします。また、監査役は、監査役協会主催の研修会等に必要に応じて参加できるようにします。なお、これらの費用は当社にて負担します。

新たに取締役・監査役に就任した場合には、常勤役員には取締役・監査役としての必要な知識が得られる機会を、社外役員には当社グループの理解が得られるよう説明する機会をそれぞれ設けます。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、取締役を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針に係る理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

具体的な方針は(1)～(5)のとおりです。

(1) 当社は、IR担当取締役を選任します。

(2) IR担当部署である総合企画部を中心として、総務、財務、経理、コンプライアンス部門と日常的に連携を取ります。

(3) 株主・投資家にわかりやすい会社説明会資料の作成に努め、自社ウェブサイトに掲載するとともに、株主総会後には会社説明会を開催するなど、IR活動に努めます。また、株主からの電話取材やIR取材は、総合企画部にて積極的に受け付けます。

(4) それらの結果は、IR担当取締役が必要に応じ、取締役会へフィードバックします。

(5) インサイダー情報管理規程を定め、定期的に教育を行うなど、インサイダー情報管理に留意します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社土屋総合研究所	3,437,300	13.34
株式会社土屋経営	2,768,241	10.74
土屋グループ従業員持株会	1,658,731	6.44
株式会社北洋銀行	1,227,455	4.76
土屋グループ取引先持株会	837,346	3.25
土屋 公三	746,188	2.89
株式会社北海道銀行	745,673	2.89
土屋 博子	738,774	2.87
公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団	500,000	1.94
土屋 昌三	393,810	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	更新
------	----

【大株主の状況】は、平成28年4月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、札幌 既存市場
決算期	10 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
手塚 純一	他の会社の出身者								○			
西代 明子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
手塚 純一	○	ジェイ建築システム株式会社の代表取締役 当社グループはジェイ建築システム株式会社との間に、部材の購入及び業務委託等に関する取引があります。	建築技術者としての高い見識と人脈を有しており、大所高所から事業に有益な助言を行っていただいております。 社外取締役としての職務を適切に遂行していただいていること、及び証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当していないため。
西代 明子	○	建築士事務所 西代企画設計の代表	建設業界の事業構造に精通し、女性の自立や弱者への配慮に対する高い問題意識を持たれていることから事業に有益な助言をいただけるものと判断しております。 証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当していないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 内部監査及び監査役監査の状況

監査役監査は、監査役4名が当社取締役会終了後に監査役会を開催し、取締役会の業務執行状況及び各取締役の業務執行について協議を行っております。

内部監査は、内部監査室2名が経営目標の効率的な達成に資することを目的として、各部門の経営諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討・評価をし、これに基づき、特に改善を重視して助言・勧告を行っております。

内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況につきましては、監査役と内部監査室が連携して全部門を対象として業務監査を実施しており、その監査結果は代表取締役社長へ直接報告されております。

各部門に対しては、監査結果報告書に基づき改善事項の指摘と指導を行い、監査後は改善状況について報告をさせて、より有効性の高い内部監査を行っております。

また、会計監査人からは、監査計画の概要及び監査の実施状況について定期的に報告を受け、相互に情報交換並びに意見交換を行うことにより、有機的な連携を図っております。

また、顧客保護の観点からの情報管理についても重点的な項目としてとらえております。

2. 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、木下 均氏及び中原郁乃氏であり、監査法人銀河に所属しております。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他2名であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 良雄	他の会社の出身者										○	○		
太田 勝久	弁護士													
千葉 智	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 良雄	○		

		キャリアバンク株式会社及び株式会社セールスアウトソーシングの代表取締役社長、SATO行政書士法人の代表社員 当社グループはキャリアバンク株式会社との間に人材派遣に関する取引関係、キャリアバンク株式会社の子会社である株式会社エコミックとの間に年末調整業務代行に関する取引関係、SATO行政書士法人との間に許認可関連の申請業務等に関する取引関係があります。 なお、当社取締役会長土屋公三は、キャリアバンク株式会社の社外監査役に就任しております。	行政書士の資格を有しており、経験豊富な経営者として、事業に有益な助言を行っていただいております。 社外監査役としての職務を適切に遂行していただいていること、及び証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当していないため。
太田 勝久	○	弁護士法人太田・小幡総合法律事務所の代表社員	弁護士の資格を有しており、法務並びに財務に精通し、企業経営を統治する十分な問題解決力・紛争処理のノウハウの蓄積等これまで培ってきた見識と経験を有しております。 社外監査役としての職務を適切に遂行していただいていること、及び証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当していないため。
千葉 智	○	千葉智公認会計士事務所の所長	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い見識と実績により監査機能を発揮していただいております。 社外監査役としての職務を適切に遂行していただいていること、及び証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当していないため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定めております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

役員報酬は、平成元年11月28日開催の臨時株主総会の決議に基づく報酬限度額（取締役月額20,000千円、監査役月額3,000千円）の範囲において支給しており、取締役に関しては取締役会の決議に、監査役に関しては監査役会の決議において決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会事務局担当者（経営企画課）は、定期的に開催される取締役会に上程される議案につき、資料等の準備及び情報提供等のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は社会・経済状況の急速な変化に対応すべく、子会社の代表取締役は、取締役会にて各社の状況を的確に報告を行い、監査役等の助言及び意見を受け、重要な業務執行に関する意思決定を全会一致の下で行っております。

取締役会での意思決定に基づく日々の業務執行に関しては、毎月月末に開催される「グループ経営会議」に、取締役、常勤監査役及び当社グループの代表取締役が出席し、業務執行状況について詳細な報告を行っており、また、隔月月初にグループ各部門責任者も出席した「幹部会議」を招集し、取締役が指示命令を行うと共に、各部門責任者からも業務執行状況について詳細な報告を行っております。

適時開示に対する基本方針は、各種法令を遵守し各種社内規程（内部情報管理規程、業務分掌規程、職務権限規程等）にしたがって、総合企画部におきまして情報の集約及び管理を行い、迅速な情報開示に努めております。

また、重要な法的課題及びコンプライアンスについては、顧問弁護士と相談を行いながら必要な検討を実施し、会計監査人とは通常の会計監査のみならず、重要な会計的課題について随時相談及び検討を実施しており、会計方針等についても四半期決算及び期末決算前後には現状を踏まえて打合せを行っております。

取締役会を始めとする各種会議、委員会の内容は以下のとおりです。

1. 取締役会

取締役6名（うち社外取締役2名）で構成されております。経営の最高意思決定機関として毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の意思決定、グループ事業戦略構築、執行監督機能の役割を果たしております。

2. 監査役会

監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、原則として毎月1回開催しております。業務監査機関として取締役会の業務執行状況及び各取締役の業務執行について協議を行っております。

3. 各種委員会

（1）グループ経営会議

取締役及びグループ各社社長で構成され、毎月月末に開催しております。事業戦略推進機関として業務執行機能、事業戦略推進の役割を果たしております。

（2）幹部会議

グループ各社取締役及び部長、次長、室長で構成され、隔月月初に開催しております。経営意思伝達機関として経営の意思伝達、業務執行指示を行い、現状認識の共有を図っております。

（3）リスク管理委員会

グループ各社社長及び当社総合企画部長で構成され、偶数月に開催しております。グループ統一リスク管理機関として方針策定、体制構築、防止対策、リスク評価、危機管理対応を行っております。

社外取締役及び社外監査役5氏との間で、会社法第427条第1項並びに当社定款第26条第2項及び第35条第2項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、以下のとおりであります。

・会社法第423条第1項に基づき当社に対し損害賠償責任を負う場合において、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める次に掲げる額の合計額を当該損害賠償責任の限度とする。

イ. 社外取締役及び社外監査役がその在職中に当社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額。

ロ. 社外取締役及び社外監査役が当社の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

意思決定と業務遂行の迅速性・効率性を図る一方で、業務遂行を適正に監督・監査し、経営の透明性及び健全性を確保することができると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書・四半期報告書、会社説明会資料、事業報告書、適時開示資料等	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部経営企画課を設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の取締役は、法令遵守はもとより、「創業者の志」と毎期発行する「わが社の経営方針書」に明示されている企業理念(使命感経営)、企業倫理観、価値観、行動規範を取締役自ら率先垂範するとともに、当社グループ全役職員に更なる周知徹底を図る。
- (2) 月1回の定例取締役会、グループ経営会議、及び必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速な意思決定、報告、検討を行う。また、全グループ幹部が参加する幹部会議で重要事項を伝達する。
- (3) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務ラインから独立した立場で法令、定款、及び社内規程の遵守状況、職務執行の妥当性につき定期的に内部監査を行い、問題事例の発生時にはその解決のため、助言・指導・是正勧告をするとともに取締役会へ報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき適切かつ容易に検索が可能な状態で保存管理し、定められた保存期間に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社の子会社の取締役、執行役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 偶数月、月初に開催され全グループ幹部が参加する幹部会議で職務の執行に係る事項の報告を行う。
- (2) 日々の業務報告メールによる職務執行状況の共有を行う。

4. 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」に基づき、リスク対策委員会でリスクの洗い出し及び対策を協議し、その内容について「リスク管理委員会」で承認を行う。
- (2) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には代表取締役が緊急対策協議会を招集し、迅速な対応を行い、損失、被害を最小限にとどめる体制を整える。

5. 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の効率的な職務執行体制の根幹として、月1回の定例取締役会、グループ経営会議、及び必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速な意思決定、報告、検討を行う。また、全グループに関する事項については、偶数月、月初に開催され全グループ幹部が参加する幹部会議で重要事項の職務執行の徹底、報告、協議を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程により、役割と責任、執行手続きの詳細について定める。
- (3) 全事業所をオンラインで結んだ業務報告メールを活用し、情報の伝達、業務推進事項、事務処理等を効率的、迅速に行える体制とする。

6. 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業人、社会人としての倫理規範、行動規範、法令遵守を明示している「創業者の志」「わが社の経営方針書」の実践的運用と徹底を図り、各種研修のなかで、コンプライアンス教育を必ず取入れ、その啓発を行う。
- (2) 役員・使用人に重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、社長若しくは内部監査室に迅速に報告するものとする。内部監査室は報告された事実についての調査を実施し、社長と協議のうえ必要と認める場合、適切な対策を決定する。
- (3) 法令遵守上疑義のある行為については、公益通報者保護規程により、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとし、通報者には不利益がないことを確保する。
- (4) 社長直轄の内部監査室は使用人の業務執行状況について定期的に内部監査を行う。
- (5) 土屋グループに属する会社間の取引は、法令、企業会計原則、税法その他の社会規範に照らし適正であることを確保するため、必要に応じて専門家に確認する体制とする。
- (6) 当社監査役は子会社においても監査業務を実施し、業務の適正を確保する。

7. 当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役が業務補助のための使用人(以下、「補助使用人」という)を求めた場合は、監査役スタッフを置くこととし、その人数、職務内容などについては常勤監査役との間で協議のうえ決定する。
- (2) 補助使用人はもっぱら監査役の指示に従いその職務を行う。また、その人事異動、人事評価に関しては、予め常勤監査役の同意を得る。
- (3) 補助使用人は内部監査室と情報を共有し、会計監査人及び社内の組織を利用して、取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性につき調査を行える体制とする。

8. 取締役、その他使用人等及び子会社の取締役、使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生、又は発生する恐れがある場合、役職員による違法又は不正な行為を発見した場合は速やかに監査役に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて取締役、使用人に対して報告を求めることができることとする。
- (2) 監査役が取締役会及びグループ経営会議並びに幹部会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とする。
- (3) 監査役は内部監査室と情報を共有し、会計監査人及び社内の組織を利用して、取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性につき報告を行える体制とする。
- (4) 公益通報者保護規程による通報状況については、監査役への適切な報告体制を確保する。

9. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 報告及び相談を行った者(以下、「報告者等」という)が報告及び相談したことを理由として、報告者等に対して解雇その他いかなる不利益な扱いも行ってはならないものとする。
- (2) 報告者等が報告又は相談したことを理由として、報告者等の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を執り、報告者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者(報告者等の上司、同僚等を含む)がいた場合には、「就業規則」に従って処分を課すものとする。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 会社の事業計画及び監査役の監査計画に沿って発生すると見込まれる監査費用は予算化し、有事対応等、緊急の監査費用についても前例を考慮し想定した費用を予算に含むものとする。
- (2) 緊急又は臨時に支出した費用、支出が想定される費用について、会社に前払い又は償還を請求することができるものとする。

11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の過半数は社外監査役とし、経営トップに対する独立性を保持しつつ、的確な業務監査が行える体制とする。
- (2) 代表取締役と監査役との定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制とする。
- (3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社及び当社の子会社は、「反社会的勢力調査マニュアル」において、反社会的勢力の排除に係る信用調査を実施する手順の定めに従い一切の関係遮断を徹底する。

(2) 「土屋グループ反社会的勢力排除対応マニュアル」に従い社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を図り、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、反社会的勢力に対して経済的利益を含む一切の利益の供与を行ってはならない旨を行動基準としております。また、財団法人暴力追放センターが主催する、暴力団等、反社会的勢力との関係排除や反社会的勢力からの不当要求があった場合の対応策等に係る講習を受講し、対応体制・対応要領を整備しております。上記行動基準及びマニュアルを役員・社員へ周知、徹底していくとともに、コンプライアンス室のもと当社の子会社に警察官を退職した者を参与として置き組織体制を構築し、顧問弁護士、警察等の外部専門機関とも連携をし、今後継続して社員の教育・啓発を実施することで、反社会的勢力排除に向けて更なる社内体制の整備・強化を図っている。

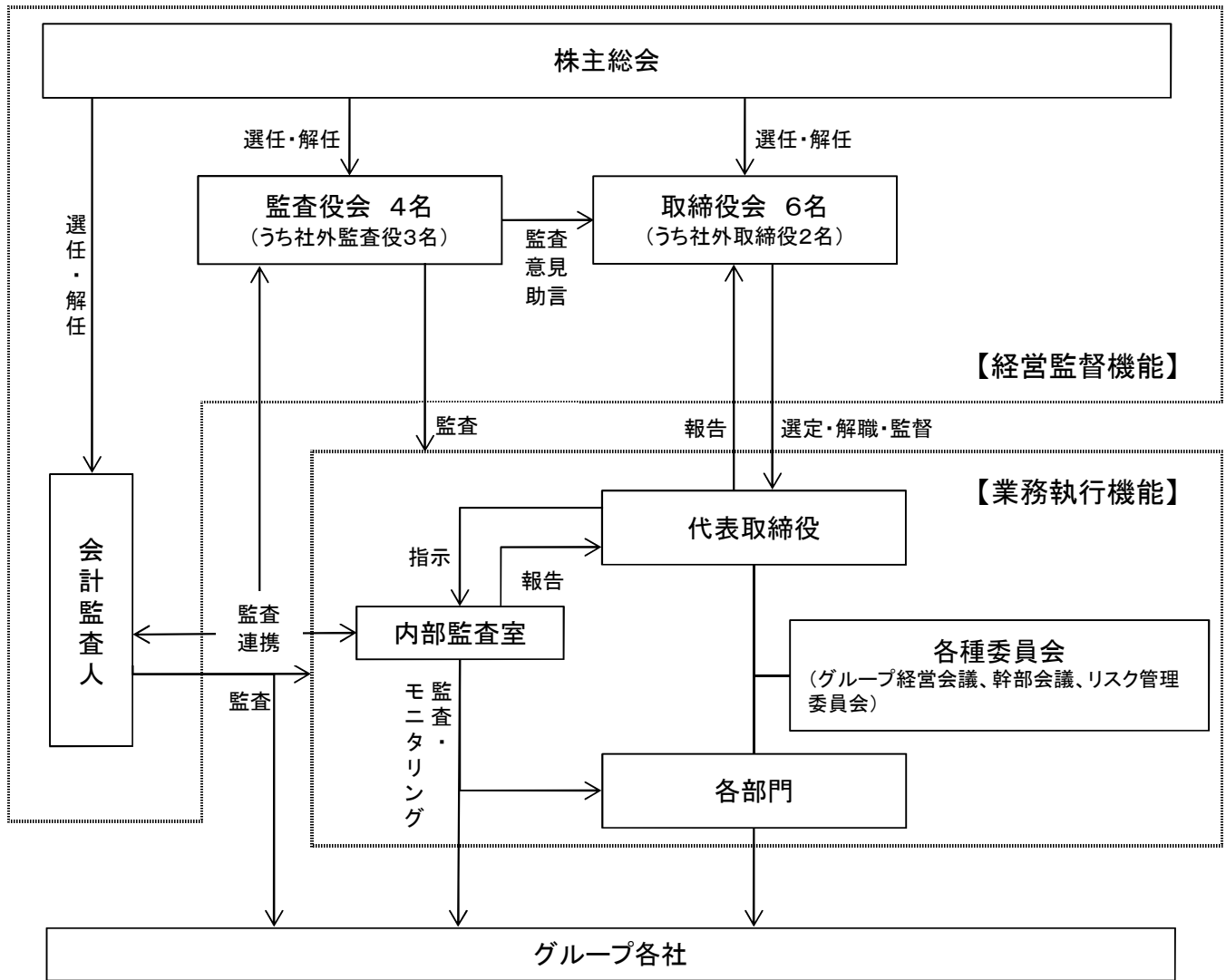
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制に係る社内体制

